

住まい'S DEPO.ねっと 会則

(名 称)

第1条 この会は、住まい'S DEPO.ねっと(以下、本会という)と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局は、岐阜市旦島中1丁目5-25の株式会社山一建材 住まい'S DEPO.事業部(以下、住まい'S DEPO.という)内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住まい'S DEPO.提携企業の発意により、住まい'S DEPO.ねっと会員の企業連携を円滑に行うために設立し、組織的かつ有効的に運営することを目的とする。

(構 成)

第4条 本会の会員は正会員、賛助会員からなる。正会員より幹事会員、会計監査会員を1社づつ選出する。

(業 務)

第5条 本会は、次の業務を行う。

- (1) 住宅関連資材・商品の共同購買のための企画立案・提案・実施
- (2) 全地域での不動産情報の共有による、マルチハビテーション市場に対応した住宅の製販分離事業の企画運営
- (3) 住まい'S DEPO.ねっとポータルサイトの構築・管理・運営
- (4) 会員の各地域における円滑な事業運営のために必要な業務

(賦課金)

第6条 本会にて実施する事業の賦課金は次のとおりとする。

- (1) 正会員は原則等分とする。ただし、正会員の総意により決定された場合はその限りでない。
- (2) 賛助会員の賦課金については、原則発生しないものとする。

(会員の資格)

第7条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の趣旨、行う事業に賛同し、参画できる事業者とする。ただし、正会員については住まい'S DEPO.と包括業務提携の覚書を交わした者とする。

(会 費)

第8条 本会は、運営費に充てるため、正会員、賛助会員から会費を徴収するものとする。

- 2 会費の額は、正会員月額1万円、賛助会員月額5,000円とし、会計年度始めに12か月分を一括徴収とする。
- 3 会計年度途中の退会であっても、会費は原則返還されないものとする。

(総 会)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会、書面総会とし、通常総会は、毎年の決算終了後、臨時総会、書面総会は、必要がある毎に幹事会員が召集、或いは書面において開催する。

(総会の議決)

第10条 総会は、正会員の3分の2の出席をもって成立し、議事案件は、正会員出席者の過半数の同意により決定することとし、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 幹事会員、会計監査会員の選出
- (4) その他、会員が必要と認める事項

(賛助会員)

第11条 賛助会員は、本会に対し、本会の業務推進のために必要な情報提供および有益な提案を行うことができることとする。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、4月1日より3月31日までとする。

(その他)

第13条 本規約に定めのない事項であって必要な事項は、総会の議決を経て決する。

(附 則)

この規約は、平成19年4月20日から施行する。